

## 千葉市自立相談支援事業運営要領

### 1 事業の目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、千葉市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他千葉市が適当と認める民間団体に、千葉市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業の内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

#### (1) 取組内容

##### ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援を含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

##### イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

## (2) 配置職員

千葉市が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりである。

### ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

### イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

### ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

## 4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

### (1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立

相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援や巡回相談などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が必要であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に保健福祉センターにつなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることを留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

## (2) アセスメントとプランの策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、自立相談支援機関による緊急的な支援（住居確保給付金の支給等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援、その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を

行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（カ）までに掲げる法に基づく支援、（キ）から（ケ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）住居確保給付金の支給

（イ）就労準備支援事業

（ウ）家計相談支援事業

（エ）認定就労訓練事業

（オ）子どもの学習支援事業

（カ）（ア）から（オ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（キ）公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ク）生活福祉資金貸付事業

（ケ）上記事業のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

エ 支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ 千葉市は、支援調整会議において、（2）のウの（イ）から（エ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（オ）、（ク）又は（ケ）の事業等については支援内容の確認を行う。

カ （2）のウの（キ）の事業につなぐ場合については、千葉市がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行うものとする。

キ 自立相談支援機関は、千葉市の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

### （3）支援の実施・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理した上で、本人の状況に応じた適当な時期（3か月～1年）に、支援調整会議において行う。

（ア）目標の達成状況

（イ）現在の状況と残された課題

（ウ）プランの終結・継続に関する、本人の希望・主任相談支援員等の意見等

エ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

オ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

## 5 支援調整会議

### （1）目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として、自立相談支援機関が主催して開催するものである。

#### ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、千葉市及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

#### イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

#### ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

## エ 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

### (2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、千葉市が支援決定を行う役割を担うことから、千葉市担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

### (3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて千葉市やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

## 6 支援決定

(1) 千葉市は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 千葉市による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを千葉市に提出する。

イ 千葉市はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、千葉市内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、千葉市はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて千葉市に提出する。

## 7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関は、自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足について、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

## 8 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等は、自立相談支援機関において行う。

## 9 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」（平成27年3月27日付厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。
- (2) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（アセスメントシート・プランシート等帳票類）」及び別記様式1を使用し、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（ホームレス）については別記様式2及び3も使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。
- (3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

## 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

(別記様式1)

千保保護第 号  
年 月 日

様

千葉市長

## 支援提供(変更) 通知書

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事業の実施について、下記のとおり行われることにつき確認しましたので、通知します。

記

1 氏 名	
2 生年月日	
3 住 所	
4 支援調整会議開催日	年 月 日
5 支援内容等	1 家計相談支援事業(支援期間: ) 2 就労準備支援事業(支援期間: ) 3 就労訓練事業 <input type="checkbox"/> 雇用型 <input type="checkbox"/> 非雇用型 (支援期間: ) (詳細は、別添プランのとおり)
6 特記事項等	



## 自立相談支援(ホームレス巡回)集計表

期間						区
面接人数						
年齢	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
性別	男			女		
調査場所区分	公園	道路	河川敷	駅舎	その他	

問1 ホームレス生活で困ったり、辛いことは何ですか(複数回答形式)

1. 食料不十分	2. 寝場所確保	3. 寒さ(暑さ)	4. 衛生	5. 健康	6. 安全	7. その他

問2 体の具合の悪いところがありますか

1. はい		2. いいえ	
-------	--	--------	--

問2A (1. はい)の場合どのような対処をしていますか

1. 通院		2. 売薬		3. 何もしていない	
-------	--	-------	--	------------	--

問3 持病や障害がありますか(複数回答形式)

1. 高血圧	2. 胃・十二指腸潰瘍	3. 糖尿病	4. 肝炎	5. ヘルニア	6. 皮膚の病気
7. アルコール依存症	8. 結核	9. 身体障害	10. その他	11. 病気はない	
12. 病気かどうかわからない					

問4 ホームレスをしている間で、次のような症状がありましたか(複数回答形式)

1. めまい	2. しびれ・麻痺	3. 咳が続く	4. 微熱が続く	5. ひどい下痢・腹痛	6. 皮膚かゆみ発疹
7. 目やに・かすみ	8. 食欲不振	9. 急にやせた	10. だるい	11. 耳鳴り	12. 吐き気・嘔吐・胃痛
13. むくみ	14. 頭痛	15. 腰痛	16. よく眠れない	17. その他	18. なし

問5 障害を抱えていますか。障害者手帳や療育手帳を持っていますか

1. 今持っている	2. 以前持っていたがなくなった	3. 障害があるが持っていない	4. 障害はないので持っていない

問6 ホームレスになってどのくらい期間が経ちますか

1ヶ月未満	1～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年	3～4年	4～5年	6年以上

問7 その内、千葉市での期間はどのくらいですか

1ヶ月未満	1～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年	3～4年	4～5年	6年以上

問8 千葉市の前はどこにいましたか

東京都	市川市	船橋市	習志野市	四街道市	市原市	木更津市	その他

問9 食事はどのくらい摂っていますか

1. 1日1回	2. 1日2回	3. 1日3回	4. その他

問10 どうやって、食べ物や飲み物を確保しているのですか

問11 現在収入のある仕事をしていますか

1. はい		2. いいえ	
-------	--	--------	--

問11A (1. はい)の場合、具体的な職種

1. 建設日雇	2. 廃品回収	3. 運輸日雇	4. その他雑業	5. その他

問11B 収入はどのくらいですか(月平均)

1万円未満	1～3万円	4～5万円	6～7万円	8～9万円	10～14万円	15万円以上

問12 ここ3ヶ月間で仕事以外の収入はありますか

1. ある		2. ない	
-------	--	-------	--

問12A その収入はどのくらいですか(月平均)

1万円未満	1～3万円	4～5万円	6～7万円	8～9万円	10～14万円	15万円以上

問13 同じテントで同居したり、一緒に生活・移動している人はいますか

1. 一人で生活	2. 友人・知人	3. 配偶者	4. 子供	5. その他の家族	6. その他

問14 ホームレスになる前にしていた仕事は何ですか

1. 専門的職業従事	2. 管理的職業従事	3. 事務従事	4. 販売従事	5. サービス従事	6. 保安職業従事	7. 農林水産作業
8. 運輸・通信従事	9. 採掘作業	10. 生産・製造作業	11. 印刷・製本作業	12. 建設技能従事	13. 建設作業従事	14. 労務・運搬作業従事
15. 清掃・廃品回収	16. その他	17. 職業なし				

問15 これまで一番長くしていた仕事は何ですか

1. 専門的職業従事	2. 管理的職業従事	3. 事務従事	4. 販売従事	5. サービス従事	6. 保安職業従事	7. 農林水産作業
8. 運輸・通信従事	9. 採掘作業	10. 生産・製造作業	11. 印刷・製本作業	12. 建設技能従事	13. 建設作業従事	14. 労務・運搬作業従事
15. 清掃・廃品回収	16. その他					

問16 ホームレスになった主な理由は何ですか(複数回答形式)

1. 倒産や失業	2. 仕事が減った	3. 病気・けがや高齢で仕事ができなくなった	4. 収入が減った	5. ローンが払えなくなった
6. 家賃が払えない	7. ホテル代や代が払えない	8. 建替えによる立退き	9. 借金取立て	10. 差し押さえによる立退き
11. 病院や施設から出た後行き先なし	12. 家庭内のいざこざ	13. 飲酒、ギャンブル	14. その他	15. 理由なし

問17 保健福祉センター(福祉事務所)の場所及び連絡先を知っていますか

1. 知っている		2. 知らない	
----------	--	---------	--

問18 保健福祉センター(福祉事務所)に相談をしたことがありますか

1. ある		2. ない	
-------	--	-------	--

問19 生活保護制度を利用したことがありますか

1. ある	2. 相談にいったことはあるが利用したことはない	3. ない

問19A (1. ある)の場合、次にあてはまるものを選んでください(複数回答形式)

1. 入院中	2. 施設入所	3. アパートやドヤ等で	4. その他

問20 ホームレス生活となつてから、何らかの支援を受けたことがありますか

1. ある		2. ない	
-------	--	-------	--

問20A (1. ある)の場合、どんな支援を誰から受けましたか

1. 炊き出し	誰から
2. 衣類や毛布の配布	誰から
3. パンやカップ麺等食料品	誰から
4. その他	誰から

問21 現在、求職活動をしていますか

1. している	2. していない(今後も予定なし)	3. していない(今後はする予定)

問21A (1. している)の場合、どのようにして探していますか

1. ハローワーク	2. 求人雑誌・新聞	3. 知人・友人からの情報	4. 直接雇用主に応募	5. その他

問21A2 どのような職種を希望していますか

1. 技能工・採掘・製造・建設作業員及び労務者	2. 運輸・通信事業者	3. 農林水産業従事者	
4. 保安職業従事者	5. 専門的・技術的従事者	6. 管理的職業従事者	7. 事務従事者
8. 販売従事者	9. サービス業従事者	10. 廃品回収業従事者	11. その他

問21B (2. していない)の場合、なぜ、仕事を探していないのですか

1. 今の仕事で満足している	2. 疾病、障害、持病、高齢で働けないから
3. 自分の希望する職業を探してもないと思うから	4. 保証人や住民票がないと難しいと思うから
5. その他	

問22 就職するために望む支援は何ですか(複数回答形式)

1. もっと身近に就職の相談や求人情報を見られるようにして欲しい	
2. 職業訓練、職業講習を受けられるようにして欲しい	
3. 自分たちに合った仕事を開拓して欲しい	
4. 事業主のホームレスに対する理解を進めて欲しい	
5. その他	

問23 今までにどのような技能・資格を取得しましたか(複数回答形式)

資格名	現在持っている	過去持っていた
1. 自動車運転免許		
2. 建設関係免許		
3. 工場関係免許		
4. 調理免許		
5. 理容免許		
6. その他		

問24 この1年で家族・親族との連絡がありましたか

1. ある		2. ない	
-------	--	-------	--

問25 住民票はありますか

1. ある		2. ない		3. わからない	
-------	--	-------	--	----------	--

問26 今後、どのような生活を望んでいますか

1. きちんと就職して働きたい	
2. アルミ缶、雑誌集めなどの都市雑業的な仕事で、生活できるくらいの収入が得られればよい	
3. 行政から何らかの支援を受けながら、軽い仕事をしたい	
4. 就職することはできないので福祉を利用して生活したい	
5. 入院したい	
6. 今のままでいい	
7. わからない	
8. その他	